様式第9号(第12条・第22条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

出雲市長　　　　　　印

保育料減免決定通知書

　申請のあった保育料の減免について、下記のとおり決定いたしましたので、出雲市保育の実施及び保育料の徴収等に関する規則第１２条第３項（第２２条第３項）の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 決定区分 | □減免します　　　□減免しません |
| 入所する児童の氏名及び生年月日 | 　　　　年　　月　　日生 |
| 入所する保育所の名称及び所在地 |  |
| 減免適用月 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 保育料の月額 | 減免前　　　　　　　円　第　　階層減免後　　　　　　　円 |
| 理由 | 減免する場合 |  |
| 減免しない場合 |  |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。